

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (**新設** ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省医政局医事課)

項目名	国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置	
税目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>各国家資格の法令に定めている資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、医師等の 22 資格 (※) に係る登録事項の変更を登録する際に課される登録免許税について、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>(※) 令和 6 年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」の活用が決定している医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師の 21 資格及び活用を検討している衛生検査技師の計 22 資格。</p> <p>【関係条文】 登録免許税法 (昭和 42 年法律第 35 号) 第 5 条第 2 号、第 9 条、別表 1 第 32 号 登録免許税法施行令 (昭和 42 年政令第 146 号) 第 2 条 救急救命士法 (平成 3 年法律第 36 号) 第 8 条 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号) 第 8 条 医師法施行令 (昭和 28 年政令第 382 号) 第 5 条 等</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

医師等の国家資格では、各国家資格の法令において、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされている。また、登録事項に変更があった場合、資格保有者は、資格管理者に対して、変更申請を行うこととされている。

令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」では、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携により、資格管理者は、登録事項に対応する資格保有者の氏名・生年月日・住所・性別及び本籍地を入手できることとなる。今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により籍簿の既登録事項に変更があった事実を資格管理者が入手した場合に、当該資格管理者の職権による登録事項の変更を可能とすることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図る。

(2) 施策の必要性

○ 医師等の国家資格等の登録や各種手続のデジタル化を推進するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、国家資格等の登録や登録事項の変更等の事務において、マイナンバーを利用し情報連携を行うことが可能となった。

○ また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、医師等の国家資格等について、デジタル社会形成整備法を踏まえ、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める必要がある。

○ 登録免許税法では、法令の規定により国の行政機関に備える名簿の登録事項について変更の登録を行う際に、登録免許税が課される資格がある。今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課するのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じる必要がある。

(※) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標XIV 国民生活の利便性の向上に関わる ICT 化を推進すること 施策大目標 1 デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること 施策目標 1-1 行政手続のオンライン化を推進すること
		政策の達成目標	今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により籍簿の既登録事項に変更があった事実を資格管理者が入手した場合に、当該資格管理者の職権による登録事項の変更を可能とすることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。 資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。 資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じることが妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>